廃棄物の処理及び清掃に関する法律の主な改正経緯

制定·改正	施行	背景など	項目	主な内容	罰則の変遷 ^{不法投棄} 措置命令
昭和45年制定	昭和46年9月	いわゆる公害国会で廃棄 物処理法を含む14の公害 関係法が制定又は改正され た。	廃棄物の定義 一般廃棄物の処理責任は市町村 排出事業者責任	廃棄物を一般廃棄物と産業廃棄物に大別し、産業廃棄物以外のものを一般廃棄物とした。 一般廃棄物については、市町村は区域内の一般廃棄物が適正に処理できるよう一般廃棄物 処理計画を策定しなければならないとし、その処理責任は原則として市町村にあるとした。 事業活動に伴って生じた廃棄物は、産業廃棄物の場合も一般廃棄物の場合も事業者が処理 責任を有するとした上で、産業廃棄物については事業者の処理責任を明確にし、事業者はその産 業廃棄物を自ら産業廃棄物処理基準に従って処理するか、又は都道府県知事等の許可を受けた 産業廃棄物処理業者に施行令で定める基準に従って委託処理しなければならないこととなった。	
昭和51年改正		特に産業廃棄物に関して 不法投棄等の違法処分や 無許可の処理業者が多く、 全体として事業者処理責任 の原則が徹底していなかっ たことやいわゆる六価クロ ム問題を契機として改正が 行われた。	委託基準規定(再委託の禁止) 措置命令規定の創設	るなどの改正が行われた。	3月以下の懲役、 20万円以下の罰金 1年以下の懲役、 50万円以下の罰金
平成 3年改正		廃棄物の増加や質の多様 化が一層進むとともに、不 法投棄の社会問題化、深刻 な中間処理施設や最終処 分場の不足等、様々な廃棄 物に関する問題が発生した ことにより、大幅な法改正が 行われた。	目的を改正 国民の責務、事業者、国並びに 地方公共団体の責務 一般廃棄物処理計画を市町村 の全域を対象に策定 特別管理廃棄物制度 特別管理産業廃棄物管理責任 者の設置と特別管理産業廃棄物管理責任 者の設置と特別管理産業廃棄物管理 産業廃棄物処理業の許可更新 制度 廃棄物処理業の許可更新 制度 廃棄物処理業者の規制強化 一般廃棄物処理施設の規制強 化 罰則の強化、措置命令発動要 件の緩和 委託契約 廃棄物処理センター制度	新たに国民の責務を規定するとともに、事業者、国並びに地方公共団体の責務を強化した。 一般廃棄物処理計画を市町村の全域を対象に策定することとなった。 特別管理廃棄物制度が導入された。 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置と特別管理産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度が 発足した。 産業廃棄物処理業は、産業廃棄物収集・運搬業、同処分業、特別管理産業廃棄物収集・運搬 業、同処分業の4区分に分けられ、許可期限を5年間とし、許可の更新制度が導入された。 廃棄物処理業者の許可欠格条項を拡大するとともに、廃棄物処理業者に対する規制が強化 された。 市町村が設置する一般廃棄物処理施設を除いて設置の届出制を許可制に改めるなど、規制	3年以下の懲役、 300万円以下の罰 金又はこれらの併 科
平成 5年改正	平成 5年12月	廃棄物全般の輸出入に関 する規制	廃棄物の輸入関係	廃棄物を輸入する場合には厚生大臣(現環境大臣)の許可を、また、輸出する場合には厚生大臣(現環境大臣)の確認を必要とすることとしたほか、輸入された廃棄物は産業廃棄物をして取り 扱われることとなった。	

(別紙)

制定·改正	施行	背景など	項目	主な内容	罰則の変遷 ^{不法投棄} 措置命令
平成 6年改正	平成 6年9月	施行令の改正		ジクロロメタン等13物質を含む産業廃棄物が新たに特別管理産業廃棄物として指定されるとと もに、自動車、電気機械器具の破砕に伴って生ずる自動車等の破砕物、いわゆるシュレッダーダ スト等については、従来の安定型最終処分場から管理型最終処分場への埋立処分が義務付けら れた。	
平成 9年改正		産業廃棄物の最終処分場 の逼迫、不法投棄等の不適 正処理に起因する廃棄物処 理への不信感に加えダイオ キシン問題が注目されるよ うになり、廃棄物の減量化・ リサイクルを推進するととも に施設の信頼性・安全性の 向上や不法投棄対策等の 総合的な対策のために改正 が行われた。	廃棄物の減量化・リサイクル推 進 産業廃棄物処理施設設置許可 手続の明確化 最終処分場の廃止手続 廃棄物処理業の許可の欠格条 項 産業廃棄物処理業者への委託 基準強化 産業廃棄物管理票制度の変更 罰則を強化 措置命令の対象追加 廃棄物撤去等の措置命令手続 が簡素化・迅速化 焼却に伴うダイオキシン類規制 強化	業者は、自己名義で他人に処理業を行わせてはならないこととなった。 産業廃棄物処理業者への委託基準が強化され、委託契約書に処理料金の明示等が加えられ	3年以下の懲役、 1,000万円以下の罰 金又はこれらの併 科、法人1億円以下 3年以下の懲役、 1,000万円以下の罰 金又はこれらの併 科

制定·改正	施行	背景など	項目	主な内容	罰則の変遷 ^{不法投棄} 措置命令
平成12年改正		循環型社会実現ため、廃 棄物の減量化促進と安全で かつ適正処理できる体制の 整備が課題となり、適正な 処理体制の整備と不適正処 理の防止を目的として法改 正がなされた。	廃棄物処理センター制度の見 直し 廃棄物処理業許可の取消し等	 イ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団員等が事業活動を支配する法人等。 ウ 事業の用に供する施設、処理業者の能力が基準に適合しなくなった場合 処理施設の設置に係る許可要件の追加(平成12年10月1日施行) 産業廃棄物管理票制度の見直し 廃棄物の野外焼却等の規制(平成13年4月1日施行:3年以下の懲役、300万円以下の罰 	5年以下の懲役、 1,000万円以下の罰 金又はこれらの併 科、法人1億円以下 5年以下の懲役、 1,000万円以下の罰 金又はこれらの併 科 平成12年10月1 日施行 以後、時効5年 以前は時効3年
平成13年改正			新たな処理施設の対象 「PCB」関連 と蓄場法及び食鳥処理法関連	平成13年2月1日から1日当たりの処理能力が51を超える「木〈ず又はがれき類の破砕機」が 新たに処理施設の対象となった。 平成13年7月15日から「PCB」をボリ塩化ビフェニルと改め、汚染物に塗布され、染み込み、 付着し、又は封入されたボリ塩化ビフェニルの分解施設等を設置の許可を要する処理施設に追加 するとともに、告示・縦覧等を必要とする処理施設とした。 と蓄場法第3条第2項に規定すると蓄場においてとさつし、又は解体した同条第1項に規定す る獣蓄及び「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」第2条第6号に規定する食鳥処 理場において食鳥処理をした同条第1号に規定する食鳥に係る固形状の不要物を産業廃棄物に 追加	
平成14年改正			保存 コンクリート〈ずを明示	し尿等の処理物について、海洋投入処分を行うことができる一般廃棄物から削除し、海洋投入処分を禁止した。 排出事業者の委託契約書及び契約書に添付される書面は、契約終了日から5年間保存する ことが委託基準に追加 コンクリート製の製造工程から発生するコンクリート製品の不良品等の廃棄物については、こ れまで「ガラスくず及び陶磁器くず」に含まれるとしてきたが名称を「ガラスくず、コンクリートくず(工 作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず」と変更し、明示された。 平成13年7月に水質汚濁防止法に基づく特定施設に係る排水基準にホウ素及びその化合 物、フッ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合 物の3項目の排水基準が設定されたことから、管理型最終処分場の排水基準にこの3項目が追 加された。 ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設のうち、ダイオキシン類を一定以上含む製鋼用電 気炉及びアルミ合金用ばい焼炉等から生じるばいじんや水質規制の対象となる特定施設を有す る工場等から生じる汚泥、廃酸又は廃アルカリを焼却炉から排出されるばいじん等と同様の処分 基準を適用すべく、特別管理産業廃棄物に追加した。 ダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固化施設が、設置に際し許可が必要な産業廃棄物 処理施設に追加された。 ジクロロメタンの洗浄施設から生じる廃油を、特別管理産業廃棄物に追加した。また、ジクロロ メタンの洗浄施設又は蒸留施設を有する工場等から生じ、ジクロロメタンを一定以上含む汚泥等 についても特別管理産業廃棄物に追加した。	

制定·改正	施行	背景など	項目	主な内容	罰則の変遷 ^{不法投棄} 措置命令
平成15年改正			席来初処理施設整備計画の策 定 事業者の一般廃棄物の委託に よる措置 廃棄物処理業及び廃棄物処理 施設の設置許可手続等の適正化 廃棄物処理業等の許可に係る 特例 報告の徴収及び立入検査の拡 充 罰則の強化 ダイオキシン類対策特別措置 法の一部改正による改正 BSE(牛海綿状脳症)関連の特 例	国の責務の明確化 廃棄物処理施設整備計画の策定 事業者の一般廃棄物の委託による措置 ア 事業者は、その一般廃棄物の処理を他人に委託する場合には、一般廃棄物処理業者等に委 託しなければならないとともに、委託しようとする一般廃棄物の処理がその事業の範囲に含まれる ものに委託しなければならないとした。 イ 特別管理一般廃棄物の処理を委託する場合は、あらかじめ、委託する特別管理一般廃棄物 の種類、数量、性状等を文書で通知することとした。 廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の設置の許可の手続等の適正化 廃棄物処理業等の許可に係る特例 報告の徴収及び立入検査の拡充 ア 市町村長、都道府県知事又は環境大臣は、廃棄物である疑いのある物について報告の徴収 及び立入検査ができるようにした。 イ 環境大臣は、廃棄物又は廃棄物である疑いのある物を輸出した者について、報告の徴収及び 立入検査ができるようにした。 罰則の強化:廃棄物の不法投棄及び不法焼却に対する未遂罪を新設した。 ダイオキシン類対策特別措置法の一部改正により、4 - クロロフタル酸水素ナトリウムの製造 の用に供する施設及び2,3 - ジクロロ - 1,4 - ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、3 過施設や排ガス洗浄施設等から排出される汚泥、廃酸又は廃アルカリについて、ダイオキシン類 が一定の基準を超えるものを特別管理産業廃棄物に追加(平成16年7月1日適用) BSE(牛海綿状脳症)に対する昨今の規制の強化によって、死亡牛が明確に廃棄物として扱 われることから、死亡牛のみの収集・運搬を業として行う者及び化成場において死亡牛のみの処 分を業として行う者に対し、産業廃棄物処理業の許可を不要とする特別を設けた。	
平成16年改正			理産業廃棄物に追加 処理基準・許可基準のPCB廃 棄物に係る規定 自動車リサイクル法の施行によ る使用済み自動車等の保管基準	「汚泥のうちポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という)が染み込んだもの」及び「がれき類のうち PCBが付着したもの」を特別管理産業廃棄物に追加 平成16年から日本環境安全事業株式会社(旧環境事業団)がPCB廃棄物処理事業を開始 することに伴い、PCB廃棄物の収集・運搬も本格的に行われることから、PCB廃棄物の適正な収 集・運搬を確保するため、処理基準・許可基準においてPCB廃棄物に係る規定を設けた。 使用済み自動車の再資源化に関する法律(自動車リサイクル法)の完全施行(平成17年1 月)により、使用済み自動車等は全て廃棄物処理法上の廃棄物として扱われることとなるため、使 用済み自動車等の実態に即した保管基準を設けた。	
平成17年改正		大規模な不法投棄への対応と廃棄物の無確認輸出の 取締り強化を目的として改 正予定	産業廃棄物関係事務 無確認輸出の未遂罪や予備罪 の新設 補助金の規定を廃止	産業廃棄物関係事務を行ってきた保健所設置市は、政令指定都市と中核市が行うこととなる。 高、 廃棄物の無確認輸出の未遂罪や予備罪の新設 一般廃棄物処理施設整備に対する国庫補助金が廃止され、循環型社会形成推進交付金制 度がスタートすることから廃棄物処理法の中にある補助金の規定を廃止した。	